

株式会社日立ハイテク定款

最終変更日：2019年6月21日

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は株式会社日立ハイテクと称し、英文ではHitachi High-Tech Corporationと称する。

(目的)

第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 下記物品とそれに関する技術の販売及び輸出入業
 - (1) 理化学機器、医療機器
 - (2) 工業計器、電気計器
 - (3) 通信機器
 - (4) 電子機器及び各種電子部品
 - (5) 工作機械、電気機器及び各種機械器具
 - (6) 車輛、船舶、航空機
 - (7) 鉄鋼、非鉄金属及び各種金属製品
 - (8) セメント、建材品
 - (9) 石油及び石油製品、並びに各種燃料
 - (10) 合成樹脂製品、合成繊維等の化学製品及び薬品類（医薬品を含む）
 - (11) 本号（1）ないし（10）に関連する各種資材及び原材料
2. 前号に関連する問屋業、代理業及び賃貸業
3. 建設業
4. 古物の売買業
5. 下記物品の製造
 - (1) 理化学機器、医療機器及び工業計器、電気計器並びにその部品
 - (2) 半導体製造・検査装置及び工作機械並びにその部品
 - (3) 化学工業薬品
 - (4) 液晶関連及び磁気ディスク関連機器の製造・検査装置並びにその部品
6. 前各号に関連する一切の事業

(会社の機関)

第3条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関をおく。

1. 取締役会
2. 指名委員会等（指名委員会、監査委員会及び報酬委員会をいう。以下同じ。）
3. 会計監査人

(本店の所在地)

第4条 当社は本店を東京都港区におく。

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は3億5,000万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 株主の所有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
3. 次項に定める権利

当社の単元未満株式を有する株主は、その所有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に対し請求することができる。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株式につき株主名簿管理人をおく。

(株式取扱規則)

第10条 当会社の株主の権利等に関する取扱いその他株式に関する取扱いについては、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会より委任された執行役が定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(定時株主総会の基準日)

第11条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会で権利を行使することができる株主とする。

(株主総会の招集)

第12条 定時株主総会は毎年6月に、臨時株主総会は臨時必要あるときに、取締役会で定める取締役がこれを招集する。
前項の取締役に事故あるときは、取締役会で予め定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

(株主総会の議長)

第13条 株主総会の議長は、執行役社長がこれに当たる。
執行役社長に事故あるときは、取締役会で予め定めた順序に従い、他の者がこれに当たる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類（当該連結計算書類に係る監査報告及び会計監査報告を含む。）に記載または表示すべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法により開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を行使することができる他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
前項の場合には、株主総会ごとに、代理権を証明する書面を予め当会社に提出しなければならない。

(決議方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
会社法第309条第2項各号に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第4章 取締役、取締役会及び指名委員会等

(取締役の員数)

第17条 当会社に取り締役9名以内をおく。

(取締役の選任)

第18条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が株主総会に出席し、その議決権の過半数をもって行う。
前項の決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に終了する。ただし、他の取締役在任中新たに就任した取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間とする。

(取締役会長)

第20条 取締役会の決議によって、取締役会長1名を定めることができる。

(取締役会の招集)

第21条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日より1週間前に発するものとする。ただし、緊急のときはこれを短縮し、3日前に発することができる。

(取締役会の決議の省略)

第22条 当会社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役の責任免除)

第23条 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の取締役（取締役であったものを含む。）の責任につき、法令の定める限度内で免除することができる。

できる。

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、その取締役の会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項各号の額の合計額を限度とする契約を締結することができる。

（取締役会規則）

第24条 取締役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

（委員会）

第25条 当社に指名委員会、報酬委員会及び監査委員会をおく。ただし、この他の委員会をおくことを妨げない。

（指名委員会等規則）

第26条 指名委員会等に関する事項については、法令、本定款または取締役会において定めるもののほか、各委員会において定める規則による。

第5章 執行役

（執行役の員数）

第27条 取締役会の決議によって、当社に執行役22名以内をおく。

（執行役の任期）

第28条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の末日までとする。

（代表執行役）

第29条 代表執行役は、取締役会の決議によって選定する。

（役付執行役）

第30条 取締役会の決議によって、執行役社長1名及び執行役副社長、執行役専務、執行役常務各若干名を定めることができる。ただし、執行役社長は代表執行役でなければならない。

（執行役の責任免除）

第31条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の執行役（執行

役であったものを含む。)の責任につき、法令の定める限度内で免除することができる。

第6章 相談役

(相談役)

第32条 取締役会の決議によって、当会社に相談役をおくことができる。

第7章 計算

(事業年度)

第33条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第34条 当会社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項について、法令に従い、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第35条 当会社は、毎年3月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。

当会社は、毎年9月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。

当会社は、前2項に定める場合のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第36条 剰余金の配当が金銭により行われる場合は、その支払開始の日から満3年以内に受領されないときは、当会社は支払いの義務を免れるものとする。

以 上